

平成 29 年 11 月 24 日

沖縄県立那覇西高等学校

保護者 各位

沖縄県立那覇西高等学校

PTA会長 徳田 恭紀

(公印省略)

平成 29 年度生徒活動活性化基金活用のご案内

朝晩めっきり寒くなって参りました。体調は大丈夫でしょうか。これから年度末に向けて、生徒達の活動も一層盛んになっていきます。

さて、昨年度に引き続き「生徒活動活性化基金」の支援先を公募することとなりました。対象は部活動及び、生徒の活動の活性化に寄与する団体、及びサークル（個人を含む）となります。その際、支援してほしい内容と金額の詳細、写真を添付し、必ず部活動顧問及び教諭の了解の上、PTA事務担当に平成 29 年 12 月 22 日（金）までに提出下さい。

応募された資料の中から、審議の上支援を行います。

尚、応募された全ての事案は事務局にて保管し、今後の支援に役立てていきたいと考えております。必要書類は下記 4 点ですが、必要に応じて書類の提出をお願いします。

申請資格

裏面「沖縄県立那覇西高等学校生徒活性化基金運用規定」の（運用摘要）に準ずる。

必要書類

1. 支援を必要とする活動の現状と、支援内容を書いた申請書
 - ・申請者名（部活動顧問等）の連絡先
 - ・申請書の必要な方は、担任もしくは部顧問を通してPTA事務担当：比嘉より受け取って下さい。
2. 支援にかかる見積書
3. 写真
4. PTA会長が必要と認める書類
 - ・個人申請は、証明書等を申請書とする。

締切日 平成 29 年 12 月 22 日（金）

沖縄県立那覇西高等学校生徒活動活性化基金運用規程

沖縄県立那覇西高等学校 P T A

(目 的)

第 1 条

この規程は、沖縄県立那覇西高等学校生徒活動活性化基金（以下「基金」という。）を適切に活用し、本校教育の活性化に資する事業等に活用する手続きを定める。

(基 金)

第 2 条

基金は次の各号に該当するものに活用する。

- (1) 生徒の諸活動の奨励（派遣費への補助等）
- (2) 緊急を要する施設、設備等への充当
- (3) 教育上有益で、学校の活性化に必要とみなされるもの
- (4) 県費及び P T A 会費で賄えない教育活動に必要とみなされるもの

(基金運用)

第 3 条

基金の運用は P T A 三役会（会長・副会長・総務部長・P T A 渉外担当）があたる。

- (1) P T A 会長は基金運用について判断し、必要に応じ三役会及び役員会を招集する。
- (2) P T A 三役会は、使用状況を記録、保存する。
- (3) 会計は P T A 事務担当とする。

(運用摘要)

第 4 条

(1) 奨励金

派遣規程の適用の有無に関わらず、県の代表として県外派遣が決定した場合
(団体競技) 部に対し 5 万円を上限とする。

(個人競技) 個人に対し 1 万円を上限とする。(但し、現金支給ではない)

(2) 特別奨励

著しい活躍により、那覇西高校の名声を高め当校の発展に寄与した団体及び生徒へ支給する。
公式競技において 3 位以内入賞した場合、特別奨励を支給する。

(3) 設備及び備品への補助

P T A 三役会にて内容及び金額を審査、役員会で審議する。

(4) その他教育上必要な補助

校長からの申請をもって、P T A 三役会で審査、役員会で審議する。

(会計報告)

第 5 条

P T A 会長は、基金の運用についての会計報告を P T A 総会にて会員に報告する。

(申請手続き)

第 6 条

募集要項に沿って所定の申請書で申請する。

附 則

- (1) この規程は平成 23 年 7 月 1 日から施行する。
- (2) 一部を改正(申請手続き)し、平成 27 年 5 月 9 日から施行する。